**令和７年度**

**新宿区民間提案制度募集要領**

**令和7年4月**

**新宿区総合政策部行政管理課**

目次

[Ⅰ　新宿区民間提案制度について 1](#_Toc163721272)

[１　趣旨](#_Toc163721273)

[２　制度の概要](#_Toc163721274)

[３　制度の流れ](#_Toc163721275)

[Ⅱ　提案の募集から採否決定まで 3](#_Toc163721276)

[１　事業提案の要件](#_Toc163721277)

[２　事業提案できる方](#_Toc163721278)

[３　募集スケジュール](#_Toc163721279)

[４　事業提案方法](#_Toc163721280)

[５　「事業提案コース」の評価方法](#_Toc163721281)

[６　「実証実験コース」の評価方法](#_Toc163721282)

[７　結果の通知](#_Toc163721283)

[８　事業提案の公表](#_Toc163721284)

[Ⅲ　「事業提案コース」の採用後の流れについて 8](#_Toc163721285)

[１　事業実施時期](#_Toc163721286)

[２　実施事業者の選定](#_Toc163721287)

[３　事業評価の実施](#_Toc163721288)

[Ⅳ　「実証実験コース」の採用後の流れについて 9](#_Toc163721289)

[１ 支援内容](#_Toc163721290)

[２ 実証実験のスケジュール（予定）](#_Toc163721291)

[３ 負担金について](#_Toc163721292)

[４　効果検証について](#_Toc163721293)

[５ 実証実験の事業化について](#_Toc163721294)

[Ⅴ　Ｑ＆Ａ 11](#_Toc163721295)

[Ⅵ　その他 12](#_Toc163721296)

[１　知的財産への対応](#_Toc163721297)

[２　留意事項](#_Toc163721298)

[３　提出先・問い合わせ先及び事前協議受付窓口](#_Toc163721299)

# Ⅰ　新宿区民間提案制度について

## １　趣旨

新宿区（以下、「区」という。）では、質の高い行政サービスの提供と業務の効率化を図るため、「公民連携」を推進してきました。こうした中、社会経済状況の変化等による新たな行政課題や多様化・複雑化する区民ニーズに対応していくため、民間ならではの柔軟な発想や専門性を事業に活かしていくとともに、業務の効率的な運用等がこれまで以上に必要となっています。

このため、区では事業の実施段階だけでなく、企画段階からも民間のノウハウを活用し、幅広い分野で公民連携を推進する「新宿区民間提案制度」（以下、「本制度」という。）を令和４年度から開始しました。

新たに令和6年度からは、事業の実現性や事業効果の検証が必要な提案について、実証実験の場の提供や経費の支援などを行い、質の高い行政サービスの提供につなげていきます。

本募集要領は本制度による令和7年度の事業提案の募集について、必要な事項を定めたものです。

## ２　制度の概要

本制度は、民間事業者やNPO法人、任意団体等（以下、「民間事業者等」という。）から幅広い分野の事業提案を募集し、区民サービスの向上や効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減に資する提案を採用することで、質の高い行政サービスの提供につなげることを目的とする制度です。

民間の柔軟な発想や専門性を活かした事業提案をより幅広く受け付けるため、以下の「事業提案コース」と「実証実験コース」の2種類の採用方法を設けました。

事業提案コース

 　いただいた事業提案についてはまず、「事業提案コース」での採用の可否を評価します。「事業提案コース」で採用する場合は、原則として、令和8年度から区の事業として実施します。実施事業者は原則プロポーザル方式により、別途選定しますが、当該事業の提案者には実施事業者の選定時にインセンティブを付与します。

実証実験コース

　区の課題等の解決や事業の改善につながる企画提案のうち、事業の実現性や事業効果の検証が必要な提案については、「実証実験コース」で採用します。「実証実験コース」で採用する場合は、令和8年度に新宿区をフィールドに実証実験を実施していただきます。実証実験実施にあたって区は、実証実験に要する経費の支援（200万円上限※令和8年度予算の成立をもって確定するため、現段階での予定額です。）、事業の周知協力、行政データ提供等の支援を行います。

実証実験については新宿区民間提案制度提案評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において効果検証を行い、事業効果が見込まれることや、区事業として実施する際の実現性を確認できた場合は当該取組を区の事業として実施します。

## ３　制度の流れ

　本制度の主な流れは下図のとおりです。



# Ⅱ　提案の募集から採否決定まで

## １　事業提案の要件

本制度による事業提案は、区が実施している事業又は区民ニーズを踏まえた課題等（以下、「課題等」という。）に対する提案のうち、以下のいずれかの要件を満たすものとします。

課題等については、区ホームページ※に掲載しておりますので、ご確認ください。

⑴「区民サービスの向上」の実現につながるもの

⑵「効果的・効率的な業務の推進」につながるもの

⑶「経費の削減」や「新たな歳入の確保」等により財政の負担軽減に資するもの

※【URL】<https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/gyosei01_000001_00025.html>

## ２　事業提案できる方

本制度による事業提案をできる方は、以下の全ての資格を満たすものとします。

なお、基準日については、事業提案の受付期間の最終日とします。

また、基準日以降であっても事業提案の採否が決定するまでの間に、正当な理由なく以下の資格を欠いた場合は、その事業提案を無効とします。

⑴　提案する事業について業務遂行能力のある民間事業者等であること（個人は除く）。

⑵　次の事項に該当しないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する欠格事項に該当するもの

イ　従業員等に社会保険加入資格があるにもかかわらず、加入させていないもの

ウ　金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にあるもの

エ 過去3年間において、国税や地方税を滞納しているもの

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

カ　民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていないもの

キ　新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月１日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けているもの

ク　新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当しているもの

ケ　提案する事業の実施に必要な関係法令、労働関係法規、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、新宿区公契約条例、その他の法令や区の条例規則に違反しているもの

コ　宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの

サ　提案する実証実験と同一の内容で、国、他の地方公共団体又はその他公的機関から補助金等の資金助成を受けている、または受ける予定があるもの（「実証実験コース」のみ）。

## ３　募集スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 内　容 | 日付・期間 |
| １ | 事業提案の受付期間 | 令和7年4月7日～6月13日 |
| ２ | 第一次評価（書類） | 令和7年7月下旬 |
| ３ | 第二次評価（プレゼンテーション） | 令和7年8月下旬 |
| ４ | 事業提案の採否決定・結果の通知 | 令和7年9月 |
| ５ | 結果公表 | 令和7年10月 |

　※評価の日程については、提案者に別途お知らせします。

## ４　事業提案方法

⑴ 事業提案の受付

ア　募集期間

令和7年4月7日（月）午前8時30分から６月13日（金）午後5時まで

イ　事業提案の方法

提案受付フォーム、メール、郵送又は持参により民間提案制度相談窓口※に提出書類を提出してください。

※提出先については「Ⅵ その他 3 提出先・問い合わせ先及び事前協議受付窓口」参照

ウ　「実証実験コース」の申込

「事業提案コース」に加えて「実証実験コース」を申し込むことができます。「実証実験コース」に申し込みをした場合は、事業提案の評価結果が「事業提案コース」の一次評価通過基準を満たさない場合に、改めて「実証実験コース」の一次評価基準に基づき評価を行います。

⑵　提出書類

　　　本制度による事業提案を行う場合は、以下の書類を提出してください。

ア　提案書

第１号様式を使用して提案する事業の内容等を記載してください。

イ　見積書

提案する事業の見積書を提出してください。様式は自由様式としますが、提案事業名、見積総額と消費税等の金額及びその内訳は必ず記載してください。

ウ　実証実験計画書**（「実証実験コース」に申し込みする場合のみ）**

第２号様式を使用して提案する実証実験の計画を記載してください。

エ　提案者に関する資料

　①　民間事業者等の概要が分かるパンフレットやホームページの写し

②　直近３年間の財務諸表の写し、財務諸表がない場合は、活動実績が分かる資料

オ　その他関係資料

 　必要に応じて、提案書の内容を詳細に説明する資料（サービスの内容が分かる既存

の企画書やホームページの写し、ICTツールの仕様書など）を添付してください。

　⑶　その他

ア　提出書類の確認

区は、提出書類について、記載内容の確認等を行います。

提出書類の記載内容が不明確、又は全ての項目の記載がない場合は、提出書類の修正等をお願いする場合があります。また、評価に必要な場合は追加資料をお願いすることがあります。

イ　事前協議

区では、事業提案の検討段階で事前の相談（事前協議）を随時受け付けています。事前協議では、検討段階における事業提案の内容の確認や区の既存事業の紹介等を行わせていただくとともに、希望があれば、施設の見学等を可能な範囲で調整させていただきます。

## ５　「事業提案コース」の評価方法

⑴　 評価の視点

「事業提案コース」では、以下の視点で評価します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 評価項目 | 評価の視点 |
| １ | 独自性 | ・民間ならではのノウハウが活用されているか・行政だけでは生み出せない付加価値があるか |
| ２ | 区民サービスの向上　 | ・区民ニーズに対応した新たなサービスが提供できるか・手続きの方法の改善等によりサービスの質的向上等が図られるか |
| ３ | 効果的・効率的な業務の推進 | ・業務の手法を見直し（ＩＣＴの利活用、アウトソーシングなど）、効果的・効率的な業務改善につながるか・人員体制や事業の効率化につながるか |
| ４ | 区財政の負担軽減 | ・事業費等の削減につながるか・新たな歳入の確保ができるか |
| ５ | 提案者の実施体制等 | ・事業実施体制を確保できるか・行政サービスを担うものとしての適正性が認められるか |
| ６ | 実現性 | ・実現可能な事業計画であるか・事業費が適正であるか・業務の性質上、民間主体で実施可能な内容か |
| ７ | 事業効果の妥当性 | ・具体的な効果が想定されているか・データ分析や類似事業の実績、実証実験※等に基づき、効果が想定されているか |

　※当区又は他自治体における実証実験

⑵　事業提案の評価

　　　　　評価委員会において、事業提案を評価します。評価委員会は提案者の知的財産保護の観点から非公開とします。

評価方法については以下のとおりです。

ア　一次評価

提出書類に基づき評価を行います。各委員の一次評価の合計点の平均が満点の6割以上であり、かつ評価項目「区民サービスの向上」、「実現性」における各委員の一次評価の平均がそれぞれ満点の5割以上であることを一次評価の通過基準とします。「事業提案コース」で一次評価不採用となった提案のうち「実証実験コース」に申し込みしている提案については、「実証実験コース」の評価基準に基づく評価を行います。

イ　二次評価

一次評価を「事業提案コース」として通過した提案者を対象に二次評価（プレゼンテーション）を行います。なお、一次評価の段階で委員から質疑等がある場合は事前に通知します。

　⑶　事業提案の採否決定

　 区は各委員の二次評価の合計点の平均点が満点の6割以上であり、かつ評価項目の「区民サービスの向上」、「実現性」について、各委員の二次評価の平均点がそれぞれ満点の5割以上の提案の中から、区の施策等を踏まえ総合的に勘案し、採用する事業提案を決定します。なお、同一事業に関して複数の事業提案があった場合で、効果的・効率的な事業実施にあたり必要であると区が認めたときは、複数の事業提案を採用することがあります。

## ６　「実証実験コース」の評価方法

⑴　 評価の視点

　　　「実証実験コース」では、以下の視点で評価します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 分類 | 評価項目 | 評価の視点 |
| １ | 区としての事業実施を見据えた評価 | 独自性 | ・民間ならではのノウハウが活用されているか・行政だけでは生み出せない付加価値があるか |
| ２ | 区民サービスの向上 | ・区民ニーズに対応した新たなサービスが提供できるか・手続きの方法の改善等によりサービスの質的向上等が図られるか |
| ３ | 効果的・効率的な業務の推進 | ・業務の手法を見直し（ＩＣＴの利活用、アウトソーシングなど）、効果的・効率的な業務改善につながるか・人員体制や事業の効率化につながるか |
| ４ | 区財政の負担軽減 | ・事業費等の削減につながるか・新たな歳入の確保ができるか |
| ５ | 提案者の実施体制等 | ・事業実施体制を確保できるか・行政サービスを担うものとしての適正性が認められるか |
| ６ | 実証実験の内容に対する評価 | 実証実験の有効性 | ・実証実験の目的は明確に設定されているか・目的を踏まえた成果指標、手法となっているか |
| ７ | 実証実験の実現性等 | ・実現可能な計画か・実証実験に要する費用は妥当か |

⑵　事業提案の評価

　　　　　「事業提案コース」で一次評価不採用となった提案のうち「実証実験コース」に申し込みしている提案について、評価委員会において、事業提案を評価します。評価委員会は提案者の知的財産保護の観点から非公開とします。

評価方法については次のとおりです。

ア　一次評価

提出書類に基づき評価を行います。各委員の一次評価の合計点の平均が満点の6割以上であり、かつ評価項目「区民サービスの向上」、「実証実験の実現性等」における各委員の一次評価の平均がそれぞれ満点の5割以上であることを一次評価の通過基準とします。

イ　二次評価

一次評価を「実証実験コース」として通過した提案者を対象に二次評価（プレゼンテーション）を行います。なお、一次評価の段階で委員から質疑等がある場合は事前に通知します。

　⑶　事業提案の採否決定

　 区は各委員の二次評価の合計点の平均点が満点の6割以上であり、かつ評価項目の「区民サービスの向上」、「実証実験の実現性等」について、各委員の二次評価の平均点がそれぞれ満点の5割以上の提案の中から、実証実験として採用する提案を決定します。

## ７　結果の通知

⑴ 一次評価

一次評価通過となった提案については、「事業提案コース」「実証実験コース」どちらのコースで一次通過となったかの結果のほか、二次評価の日時、場所等を合わせて別途通知します。

なお、通過基準を満たさない事業提案は二次評価を行わず、結果のみ通知します。

⑵二次評価

　二次評価を踏まえた採否結果については、提案者へ別途通知します。また採用となった提案の提案者には、「事業提案コース」の場合は事業化に関する承諾書、「実証実験コース」の場合は実証実験実施に関する承諾書をそれぞれ提出していただきます。

## ８　事業提案の公表

全ての事業提案について、採否が決定した後に、原則としてその結果と提案事業名を公表します。これに加え、採用事業及び採用実証実験については、提案者名及び事業の概要を公表します。

# Ⅲ　「事業提案コース」の採用後の流れについて

## １　事業実施時期

「事業提案コース」の採用事業は区の事業として実施します。採用事業の開始時期等については、その内容に応じて決定しますが、原則として令和8年度からの実施とします。

## ２　実施事業者の選定

採用事業については、原則として、プロポーザル方式により事業の実施事業者を選定します。ただし、プロポーザル実施時には、提案者の最終評価点に５％加点するインセンティブを付与します。

なお、事業内容の独自性が高いなど、公募に適さないと区が認めた場合については、プロポーザル方式によらず、提案者を実施事業者とする場合があります。

## ３　事業評価の実施

採用事業は、民間提案制度を活用した公民連携による取組みがなされているかについて、区民サービスの向上、効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減の視点を踏まえた事業評価を行います。

採用事業の実施事業者には、事業の取り組み状況の確認や、事業実績の確認に必要な実績報告書の提出等のご協力をいただきます。

# Ⅳ　「実証実験コース」の採用後の流れについて

## １ 支援内容

⑴　実証実験に要する経費の支援（200万円上限※）

　　※令和8年度予算の成立をもって確定するため、現段階での予定額です。

⑵　実証実験のフィールドの提供

⑶　事業の周知協力

⑷　行政データの提供

⑸　その他実証実験の実施にあたり必要であると区が認めたもの

## ２ 実証実験のスケジュール（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　 | 内　容 | 日付・期間 |
| １ | 実証実験開始に向けた調整 | 令和7年10月～令和8年3月 |
| ２ | 実証実験に関する協定の締結 | 令和8年4月上旬 |
| ３ | 実証実験開始（負担金の支払） | 令和8年4月以降 |
| ４ | 提案評価委員会（効果検証） | 令和8年度中 |
| ５ | 実績報告（負担金の清算） | 令和8年度中 |

## ３ 負担金について

⑴　負担金上限額等

|  |  |
| --- | --- |
| 上限額 | 支払時期 |
| 200万円 | 実証実験開始と同時期に概算払いします。※実証実験終了後に実績報告として提出された書類に基づき、負担金の清算を行います。負担金の清算により超過額が生じた場合には、超過額を返還していただくことになります。 |

⑵　対象経費及び実績確認資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 実績確認資料 |
| 消耗品費 | 実証実験の実施に必要な物品（取得価格10万円未満）の製作及び購入に要する経費 | 領収書・納品書の写し購入品のカタログ等 |
| リース料 | 実証実験の実施に必要な備品のリース料 | 領収書・納品書の写しカタログ等契約書 |
| 外部委託費 | 実証実験事業の一部について、外部の事業者等に委託する経費 | 領収書の写し契約書の写し成果が確認できる書類 |
| 謝金 | 実証実験の実施に必要な知識や意見を聴取するために有識者等に支払う謝礼 | 領収書の写し |
| 直接人件費 | 実証実験に直接従事する役員及び従業員の人件費※雇用保険の加入者であること（役員の場合を除く）。 | 従業員別の作業日報賃金台帳工程表雇用保険加入証支払実績が確認できる書類 |

⑶　対象外経費

・通常業務・取引と区別がつかない経費（事務用品等）

　・運転資金など開発以外の経費等、本実証実験に直接関係のない費用

　・購入した原材料等で実証実験完了時に未使用・未着手のもの

　・他の取引と相殺して、支払いが行われている経費

　・グループによる共同申請の場合のグループ間での取引に関する経費

　・一般的な市場価格または研究開発の内容に対して著しく高額な経費

　・公序良俗に反するもの、公的資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費

　・国及び他の団体等から他の補助金の交付を受けている事業

　・その他区長が不適切と認めたもの

## ４　効果検証について

　実証実験終了後、事業者には実施内容、成果指標の達成度など実証実験の成果を区に報告していただきます。実証実験の成果報告を踏まえて、評価委員会において実証実験の効果検証を行います。

## ５ 実証実験の事業化について

　効果検証の結果、事業効果が見込まれる場合、区は事業者と協議のうえ、令和9年度以降、実証実験を区の事業として実施します。

なお、成果報告及び効果検証の実施時期等によっては、区の事業として実施する時期が令和10年度となることがあります。

# Ⅴ　Ｑ＆Ａ

|  |
| --- |
| 問１「実証実験コース」のみ申し込むことはできますか。 |

* 「実証実験コース」のみ申し込むことはできません。

|  |
| --- |
| 問２「事業提案コース」と「実証実験コース」の評価の違いは何ですか。 |

○「事業提案コース」では提案の採用後は区事業として実施するため、「実現性」や「事業効果の妥当性」を評価します。

「実証実験コース」では提案の採用後、実証実験により取り組みの実現性や事業効果を検証するため、「実証実験の有効性」や「実証実験の実現性等」を評価します。

|  |
| --- |
| 問３　提案募集では区の課題に対する提案しか受け付けないのでしょうか。 |

○　区の課題以外に、区が実施している事業に対する提案であっても提案いただくことは可能です。検討中の事業提案が事業提案の要件を満たすかどうかは事前協議でお伝えできますので、民間提案制度相談窓口にご相談ください。

|  |
| --- |
| 問４　事業提案の事業費には上限はありますか。 |

* 事業費に上限はありません。事業提案の想定される事業効果と事業費を踏まえ費用対効果が見込まれるかという視点で評価を行い、採否を決定します。

|  |
| --- |
| 問５　採用が決定した後の「事業提案コース」の事業化準備や「実証実験コース」の実証実験開始に向けた調整では具体的に何を行うのでしょうか。 |

○「事業提案コース」の事業化準備では区が事業提案の事業化に向けて、予算編成や仕様の検討を行います。事業化にあたって、提案者には予算見積もり等でご協力いただく場合があります。

○「実証実験コース」の実証実験開始に向けた調整では、実証実験のフィールドの調整や成果指標を含めた実証実験の計画に関するアドバイスを区が行います。提案者には実証実験開始に向けた区との打ち合わせ等にご参加いただきます。

|  |
| --- |
| 問６「実証実験コース」で効果検証を踏まえ、実証実験事業が区の事業として実施される場合の実施事業者はどのように選定されますか。 |

○　事業内容の独自性が高いなど、公募に適さないと区が認めた場合は公募によらず、実証実験の事業者を実施事業者とします。公募によらずに実証実験の事業者を実施事業者とするかどうかは事業ごとに個別に判断します。

# Ⅵ　その他

## １　知的財産への対応

事業提案の内容に知的財産が含まれる場合は、その範囲及び根拠となる法規や理由を区に明示してください。

区は、提案者の同意なく知的財産にあたる部分を公表しません。ただし、採用事業については、事業化に関する承諾書に基づき、区がその事業実施に必要な範囲で知的財産も含めた事業提案の内容を使用します。

また、提案者は、事業提案の内容が第三者の知的財産権を侵害しないものであることの責任を負います。第三者の知的財産権を侵害していた場合は、区は一切責任を負いません。

## ２　留意事項

　⑴　提出書類の取扱い

提出書類については、返却しません。

　⑵　参加経費等

事業提案に要する経費は、提案者が全て負担するものとします。区はいかなる経費も負担しません。事前協議等についても同様です。

　⑶　適正な手続きの遵守

提出書類に虚偽記載が発覚した場合は、事業提案を無効とします。

また、提案者は、評価委員会の委員との接触を禁止します。違反した場合には、事業提案を無効とします。

⑷　事業提案の辞退

　　　事業提案を辞退する場合は、提案辞退届（第３号様式）を提出してください。

⑸　情報公開等

　　　新宿区情報公開条例（平成13年3月23日条例第5号）に基づく開示請求があり、保護されるべき知的財産を除いて、区が開示すべきと判断した情報については公開します。

⑹　関係法令の遵守等

　　　　本制度による事業提案の内容については、関係法令を遵守するとともに、新宿区公契約条例（令和元年6月21日条例第2号）、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」に則した障害者への対応、「新宿区環境マネジメント」の取り組みについての協力などを踏まえた内容としてください。

## ３　提出先・問い合わせ先及び事前協議受付窓口

民間提案制度相談窓口（新宿区総合政策部行政管理課）

受付時間：午前８時半から午後５時まで（土日祝日は除く）

　　所在地：〒１６０－８４８４

新宿区歌舞伎町１－４－１　新宿区役所本庁舎３階

電　話：０３－５２７３－４２４５

ＦＡＸ：０３－５２７２－５５００

　　メール：minkanteian@city.shinjuku.lg.jp



　　Ｕ Ｒ Ｌ：（<https://logoform.jp/form/kubz/549715>）

　　　　　　　（提案受付フォームＵＲＬ）